

緑あふれる
新県都づくり

市町合併へ向けて

[秋田市・河辺町・雄和町]



秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

市町合併に向けた取組み

目次

市町合併に向けた取組み	1
市町合併の必要性	2
市町合併により期待される効果	3
1市2町の現況	5
緑あふれる新県都プランの概要	7
地域別振興計画	9
まちづくり計画	11
これまでの取組み	13
住民負担の現況と調整方針	14
合併協議会における主な決定事項	15



左から大山河辺町長、佐竹秋田市長、伊藤雄和町長

秋田市・河辺町・雄和町では、現在、市町合併に向けた協議を進めています。

昨年7月には、1市2町の首長や議会議員の代表、学識経験者など総勢29名からなる法定合併協議会を設置し、それぞれの市町で異なる行政制度の調整方針の検討を行うとともに、合併後のまちづくり計画(市町村建設計画)の策定などに取り組んでいます。この合併協議会は、概ね月1回程度開催しており、1市2町全体の発展につながる合併のあり方の検討を進めているところです。

また、各地域で合併に関する説明会を開催し、住民のみなさんの理解促進をはかっています。

そして、順調に協議・準備が進めば、1市2町それぞれの議会と秋田県議会の議決などを経て、平成17年1月1日には市町合併が実現する予定になっています。

合併で住民生活のここが心配

Q1 合併で税や公共料金などの住民負担が増えませんか？

今回の合併は編入合併であることから、基本的に、編入する秋田市の負担に河辺町・雄和町を合わせる場合が多くなります。ただし、14ページにあるように、両町住民のみなさんへの影響を考慮し、必要に応じて一定の猶予期間を設けています。

また、水道料金や下水道使用料などのように、合併後に、新市全体の適正な住民負担を再算定するものもあります。

もちろん、住民のみなさんに適切な負担をお願いすると並行して、市としても行政運営の効率化につとめていきます。

市町合併の必要性..... 1市2町はこう考えます

1 地方分権の進展

環境変化に対応した行財政基盤の強化

地域で出来ることは地域主体で。今、地方自治体に各種の行政権限等に移す地方分権が強力に進められています。これに伴い、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域のみならず、我が国全体の発展をも主体的に担っていくべき時代となっています。

こうしたことを受け、市町村にはさらなる行財政基盤の強化等が必要になっており、ともに都市圏を形成する1市2町においても、市町合併により地方自治を取り巻く環境変化へ適切に対応していくことが必要になっています。

2 生活圏の広域化

広域的行政サービスの提供

人々の生活圏が広がり、市町村の枠を越えて公共サービスを受ける人が増えた結果、病院や図書館、体育施設、道路といった公共施設の利用等に関して、受益と負担の不均衡が生じています。

また一方で、広がった生活圏に即した行政サービスの実施が求められていることなどから、市町合併により、生活圏に対応した行政区域の確立と広域的行政サービスの提供をはかっていくことが必要になっています。

3 1市2町の強い一体性

生活実態に即した自治体形成

1市2町は、既にごみやし尿の処理、消防・救急業務など多くの分野で連携しています。

また、医師会やJAなどの公共的団体が統一的に組織されていることに加え、多くの通勤・通学者や買い物客等が両町から秋田市に流入しているなど、現時点で相当の一体性を有しています。

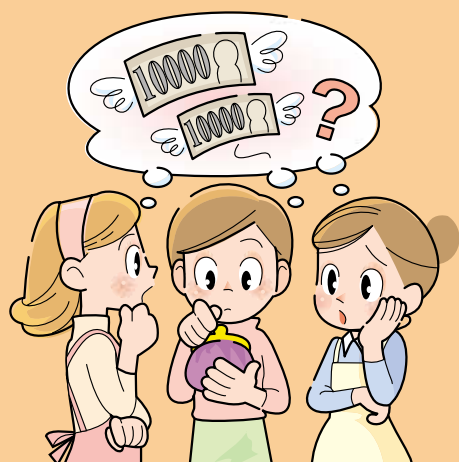
このように一体化が進んだ状況の中で、自立した住民自治の達成や住民福祉のさらなる向上をはかっていくため、市町合併により住民の生活実態に即した地方自治体を形づくっていくことが必要になっています。

4 少子高齢化と住民ニーズ高度化

行財政運営の効率化と行政経営能力強化

今後、急速な少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口の減少が進むことなどから、右肩上がりの経済成長や税収増は望めない状況となっています。一方で、人々の価値観の多様化等に伴い、より質の高い行政サービスの提供が求められています。

こうしたことから、今後の厳しい財政状況下で、現在の行政水準の維持・向上をはかっていくため、市町合併により行財政運営の一層の効率化とさらなる行政経営能力の強化をはかっていくことが必要になっています。



Q2 今受けられる自治体独自の無料サービスが有料になったり、無くなったりしませんか？

「Q1」の住民負担と同様に、秋田市の行政サービスに河辺町・雄和町を合わせることが基本になりますが、両町独自の制度については、従来からの経緯や実情を考慮して取扱いを決めることにしています。

同時に、秋田市のサービスを含めた既存の行政制度全般について、効率性や受益と負担の適正化といった観点から見直しをはかりながら、厳しい財政状況を克服して住民生活向上につとめていきます。

Q3 地域の伝統や文化、行事が失われてしまうのではないのでしょうか？

行政の仕組みが変わっても、地域そのものは変わりません。地域の伝統や文化は、地域の人々の主体的な取組みによって継承されていくものです。

また、その取組みをさまざまな形で行政が支援していくことも可能です。

市町合併により期待される効果



1 地域資源の有効活用

市町合併による行政区域の拡大は、自然・人材・文化などの地域資源が増えることにつながります。

1市2町の合併により、港湾・空港・インターチェンジといった交通結節点、豊かな自然環境、地域に根ざした伝統文化など、それぞれの持つ有形・無形の地域資源を一体的に活用していくことができます。

そして、それぞれの地域資源を十分に連携・活用していくことで、地域の新たな発展可能性が期待できるとともに、交通基盤の整備進展など交通環境が向上する中で、県都・中核市として、さらに強い力で全県域をリードしていくことが可能になります。

経費節減効果(合併後11年間の累計)

市長・町長・助役・収入役・教育長

合併前	秋田市.....	5人	約10億円の 節減	合併後	5人
	河辺町.....	4人			
	雄和町.....	4人			
	計	13人			

雄和町は現在収入役を置いていませんが、あくまでも臨時的措置であるため、人数は4人としています。



合併で行政運営のここが心配

Q4 行政区域が広がることで、行政サービスが低下するのではないのでしょうか？

1市2町の合併で、行政区域は現在の秋田市の2倍近くにまで拡大します。投資・行政効率の低下が懸念されますが、行財政改革の徹底、ITを活かした電子自治体の推進、サービス提供方法の工夫、道路アクセスの改善などで、サービスの水準は維持・向上できるものと考えます。

2 広域的行政の推進

市町合併による行政区域の拡大は、住民の生活圏域と行政区域の整合をはかり、各種の行政サービスに関する受益と負担の適正化を進めることにつながります。

また、市町合併に伴い、公共施設の相互利用が進むことから、住民サービスの向上と公共施設の有効利用がはかられます。

さらに、住民生活に即した広域的な観点から、一体的行政サービスの供給、より効率的かつ効果的な公共施設整備や土地利用をはかっていくことなどが可能になります。

3 自治能力の向上

市町合併は、管理部門の統合や職員・議員数の削減に加え、類似施設の重複や二重投資の回避等による効率的かつ重点的な公共投資につながるなど、地域全体として、行財政運営の効率化と強固な財政基盤の確立を可能にします。

さらに、専門的かつ高度な知識を有する職員の育成がはかられるなど、政策形成能力の向上が期待できるとともに、ボランティア等多様な市民活動の広域的な調整・支援が行えるなど、地域全体のさらなる自治能力の向上を可能にします。

議会議員数

合併前	秋田市.....42人	約13億円の 節減	合併後 46人
	河辺町.....18人		
	雄和町.....18人		
	計 78人		

議会議員の定数の取扱い方針については、18ページに記載しています。

農業委員・教育委員等の行政委員会委員

合併前	秋田市.....47人	約2億円の 節減	合併後 47人
	河辺町.....29人		
	雄和町.....28人		
	計 104人		

一般職の職員(普通会計に属する職員)

合併前	秋田市.....2,429人	第3次秋田市行政改革大綱に基づく行政改革の推進と合併に伴う組織再編等を合わせて、合併後11年間で、 300人以上 の人員削減をめざします。そのうち、合併効果による経費節減額は、 約29億円 と試算しています。
	河辺町.....114人	
	雄和町.....102人	
	河辺雄和地区消防... 45人	
	一部事務組合	
	計 2,690人	

合併前の職員数は、合併をしなかった場合における平成17年4月1現在の見込数です。

事務経費

人員削減効果のほかに、管理的事務の一元化や広報等印刷物の一括作成、施設運営の一元化など、行政規模の経済効果により、多額の事務的経費の節減効果が期待できます。

財政効果(収入の増)

市町合併に伴う主な財政措置

合併直後の臨時的経費への普通交付税措置
合併後5年間で.....**約22億円**

速やかな一体性確保等に対する特別交付税措置
合併前後4年間で.....**約10億円**

国・県からの補助金等
合併後5年間で.....**約11億円**

地方債の特例(合併特例債の活用)
合併後10年間で.....**約300億円**
(返済額の70%を後年度に普通交付税で補てん)

あわせて
約43億円

Q5 借入金の多い自治体との合併は損ではないでしょうか？

借入金による財政の圧迫については、地方債残高の多い・少ないだけでは一概に論じられません。

地方債の中には、その返済の一部を将来交付税で国が補てんしてくれるものがあり、単純にその残高だけでは実質的な借金の負担がわからないためです。1市2町の現状を見ると、6ページの「財政規模の比較」の表からわかるように、住民1人あたりの実質的な地方債の現在高に大きな違いはありません。

Q6 合併による負担増で、将来の健全な財政運営に支障をきたしませんか？

合併時には、電算システムや事務・事業の一元化、必要な公共施設整備などにより、一時的な財政支出が増えます。

そのため、国では、合併特例債や交付税措置などで合併を支援しています。さらに、職員・議員の削減や公共施設の適正配置、事務・事業の見直しなどにより、これまで以上に効率的な行政運営を行うことで、将来的にも、健全な財政を維持していけると考えます。



1市2町の現況

秋田市

緑の健康文化都市 秋田市



面積 460.10Km²
 人口 318,046人(平成15年10月1日現在)
 世帯数 126,413世帯(")
 秋田県のほぼ中央に位置する県都・秋田市。県人口の1/4、県内総生産の1/3を占め、北東北の拠点都市となっています。拠点港湾の秋田港や、秋田新幹線「こまち」の発着する秋田駅などがあり、日本海沿岸北部の交通の要所でもあります。

1市2町間での通勤・通学者の割合 (平成12年国勢調査・15歳以上)



河辺町

せせらぎの町 河辺町

面積 301.06Km²
 人口 10,428人(平成15年10月1日現在)
 世帯数 3,119世帯(")
 秋田県の地理的中心に位置する「へその町」。峯谷峡や伏伸(ふのし)の滝に代表されるように、新緑から紅葉、雪景色まで、四季を通し景勝美が楽しめるなど豊かな自然を有します。施設はコフォーレや岩見温泉などがあります。



雄和町

輝く緑と水の里 雄和町

面積 144.51Km²
 人口 7,850人(平成15年10月1日現在)
 世帯数 2,002世帯(")
 緑に恵まれ、町の中央を雄大な雄物川が流れています。世界のダリアが咲き誇る「雄和国际ダリア園」などの観光施設や秋田空港、県立中央公園、県農業試験場などの施設があります。



人口・世帯数は、平成12年10月1日現在で実施された国勢調査結果を基礎に、毎月の住民基本台帳および外国人登録の異動状況をもとに推計したものです。また、住民1人あたりなどの各数字は、平成14年10月1日現在の当該推計人口に基づいて算出しています。

財政状況と職員・議員数

下の表を見ると、河辺町・雄和町は、住民1人あたりにかかる経費が秋田市より多いことがわかります。

小規模自治体は人件費がかかり増しになるなど行政効率が悪く、住民1人あたりの職員数や議員数も秋田市のそれを大きく上回っています。

また、住民1人あたりの地方債現在高は両町が秋田市よりも高くなっていますが、両町は過疎債という後年度に交付税措置のある有利な地方債が使えることなどから、起債制限比率に見られるように、実質的な借金返済の負担は秋田市より小さくなっています。

財政規模の比較(平成14年度普通会計決算)

区分	秋田市	河辺町	雄和町	合計
歳出総額 (住民1人あたり)	1,082億2千万円 (34万円)	54億5千万円 (51万9千円)	48億9千万円 (60万5千円)	1,185億6千万円 (35万2千円)
積立金残高 (住民1人あたり)	173億7千万円 (5万5千円)	9億8千万円 (9万3千円)	12億4千万円 (15万4千円)	195億9千万円 (5万8千円)
地方債現在高 (住民1人あたり)	1,369億6千万円 (43万円)	56億3千万円 (53万6千円)	60億4千万円 (74万7千円)	1,486億3千万円 (44万1千円)
上記のうち交付税措置 分を除く実質現在高 (住民1人あたり)	743億円 (23万3千円)	24億円 (22万8千円)	23億9千万円 (29万5千円)	790億9千万円 (23万5千円)
経常収支比率	81.3%	84.1%	84.4%	——
起債制限比率	11.9%	7.4%	9.8%	——

経常収支比率：収入に対して人件費や公債費(借入金の返済)といった毎年必ず出ていくお金がどのくらいの割合になっているかを示す値。比率が低いほど財政状況がよいことを示します。

逆に比率が高いということは、道路を造ったり建物を建てたりする自由に使えるお金が少ないことを意味します。

起債制限比率：自治体の財政規模に対する借入金返済の負担の度合いを示す値で、総務省が地方債の発行を制限する際の基準になります。

比率が高いほど借入金返済が財政を圧迫していることを意味し、20%を超すと地方債の発行が制限されます。

職員数の比較

区分	秋田市	河辺町	雄和町	合計
一般行政職員数 (住民千人あたり)	1,461人 (4.6人)	121人 (11.5人)	89人 (11.0人)	1,671人 (5.0人)

(H15.4.1現在)

議員数の比較

区分	秋田市	河辺町	雄和町	合計
法定議員数	46人	22人	18人	86人
条例議員定数	42人	18人	18人	78人
現行議員数 (住民1万人あたり)	42人 (1.3人)	18人 (17.1人)	18人 (22.3人)	78人 (2.3人)

(H16.1.1現在)

1市2町の強い一体性

ごみ処理

秋田市では、市民のごみを処理する施設を河辺町内に設置しており、両町から出されるごみも、この施設で処理しています。同様に、両町からのし尿と浄化槽汚泥も秋田市で処理しています。



秋田市総合環境センター

農林業

農林業では、1市2町をエリアとする「JA新あきた」や「秋田中央森林組合」といった組織を通じて、同じ枠組みで事業を展開しているほか、行政でも、米・野菜・花き生産や畜産指導など、多くの面で同一事業を実施しています。

保健体制の連携

河辺・雄和両町の医師は秋田市医師会に所属しており、両町での集団検診や予防接種等は、秋田市医師会が受託実施しています。

災害・安全等への対応

秋田空港での飛行機事故や総合環境センターでの災害時に備え、消防救難活動や訓練等を合同実施しています。

また、交通安全確保のため、1市2町による秋田地区交通指導隊連合会を設置し、意見交換や隊員研修等を実施しています。

教科書採択

秋田市と両町の小・中学生は、すべて同じ教科書で勉強しています。これは、1市2町で組織している教科書採択協議会が、各教育委員会に教科書採択についての意見を提言しているためです。

通勤・通学

左ページの図のように、両町の多くの方が秋田市に通勤・通学しています。

買物は秋田市で

食料品や日用雑貨から電気器具や家具等に至るまで、秋田市で購入する人の割合が高く、両町では、秋田市がすでに生活圏であることがわかります。

	河辺町	雄和町
最寄品(食料品、日用雑貨など)	75.1%	65.7%
買回品(電気器具、家具、洋服など)	94.5%	90.1%

平成13年度消費購買動向調査

秋田市民も...

秋田空港や県立中央公園、ユフォーレなどの利用、太平山ろくでの山菜採りや岩見川での釣りなど、多くの秋田市民も両町を訪れています。

緑あふれる新県都プランの概要

1市2町では、現在、合併後のまちづくりの基本方針等を定めた「(仮称)緑あふれる新県都プラン(市町村建設計画)の策定に取り組んでいます。

計画の概要

計画の趣旨

この計画は、第5次河辺町総合発展計画と雄和町総合発展計画を継承するとともに、第10次秋田市総合計画を踏まえ、秋田市、河辺町および雄和町の合併後の新たなまちづくりの基本方針とこれに基づく施策等を定めるもので、その実現をはかることにより、1市2町全体の発展と速やかな一体性の確保、そして住民生活のさらなる向上をめざすものです。

計画の構成

この計画は、合併後の新たなまちづくりの基本方針を定め、これに基づく施策をまとめたまちづくり計画、公共的施設の統合整備および財政計画で構成しています。

計画の期間

この計画の計画期間は、秋田市総合計画および秋田市総合都市計画の計画期間との調整をはかるため、平成17年度(2005年度)から平成27年度(2015年度)までの11年間とし、前期6年(平成17年度～22年度)、後期5年(平成23年度～平成27年度)とします。

主要指標

面積

合併後の市の面積は、905.67km²で県の総面積の7.8%を占めています。

人口

合併後の市の人口は、平成22年をピークとして減少に転じ、計画目標年次の平成27年には、33万7千人程度になると見込まれます。

また、年齢階層別人口とその構成比率は、年少人口および生産年齢人口が減少していく一方で、老年人口は増加していくことが見込まれます。

世帯数

合併後の市の世帯数は、一世帯あたり人数の減少とともに増えて増加することが見込まれ、計画目標年次の平成27年では、世帯数が15万6千世帯程度、一世帯あたり的人数が2.16人程度と推計されます。

まちづくりの目標

「しあわせ実感 緑の健康文化都市」

今日、少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化、低成長・マイナス成長の恒常化、地方分権の進展など、地方自治を取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

こうした中、地方自治体は行政の守備範囲の明確化や選択主義への転換、行財政運営の効率化、さらには市民力の発揮などにより、都市経営能力のさらなる向上をはかり、時代に即応した行政のあり方を確立していく必要があります。また、斬新な発想と地域資源の有効活用により、地域の特性を活かして都市個性を発揮していくことも重要です。

このような状況下で、陸・海・空の交通要所に位置する新市は、秋田県の県都として、そして中核市として、さらに強い力で全県域をリードするとともに、北東アジアの拠点都市として、グローバルな視点でまちづくりを進めていかなければなりません。

これらを踏まえ、新市においては、商工・農林業や芸術文化、福祉、医療、教育、観光サービスなどの広範な分野で力強く地域を牽引する高次集積都市・先進都市をめざします。

さらに、恵まれた自然や風土と調和した緑豊かな住み良い都市環境のもと、すべての市民が生きがいを持ってしあわせに暮らすまちをつくります。そのため、第10次秋田市総合計画の基本理念である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を合併後のまちづくりの目標に掲げ、新市の特性を最大限に活かしつつ、市域全体の均衡ある発展と速やかな一体性の確保、そして市民生活のさらなる向上をはかります。

まちづくりの方向

まちづくりの目標である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」達成のため、新市の市政の各分野におけるまちづくりの基本的な方向として、次の将来都市像を設定します。

1. 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、これら都市を取り巻く環境と調和したバランス良い各種都市基盤の整備につとめるとともに、土地利用の高度化等により県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

そして、緑豊かな住み良い都市空間を創出することにより、市民が快適に暮らす、魅力あるまちをめざします。

2. 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち

安定した市民生活の基盤が確保できるよう、地域の特色を活かしつつ各種産業の均衡ある発展と雇用確保につとめるとともに、創業の促進や固有の観光資源の有効活用をはかります。

そして、活力ある地域経済を確立することにより、あらゆる世代が豊かに暮らせ、将来に夢と希望を持てるまちをめざします。

3. 安心して健康に過ごす助け合いのまち

思いやりと助け合いの心を広げ、市民生活の実情に即した社会福祉や保健衛生を充実するとともに、救急・医療体制や消防力、防災体制の強化につとめます。

そして、人にやさしい仕組みづくりにより、すべての人が安心して健康に暮らせるまちをめざします。

4. 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち

充実した学習活動や文化活動およびスポーツに親しめるよう、生涯学習の機会と環境を整えます。

そして、郷土の歴史と伝統を誇りに、市民が自ら可能性を伸ばし、常に生きがいのある人生を送れるまちをめざします。

5. 自ら考え主体となって参加する開かれたまち

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかるとともに、地方分権に対応した行政能力・機能の強化につとめます。

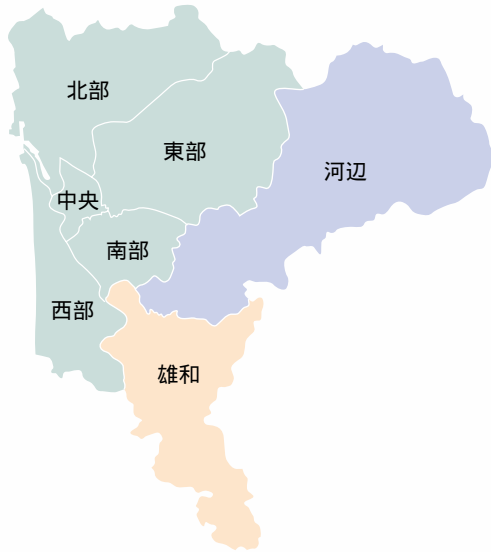
そして、市民自らが郷土の将来を考え、市民が主体となって地域づくりに参加・参画できる開かれたまちをめざします。



地域別振興計画...個性と活気あふれる地域で形づくる魅力ある新市

地域別振興計画の方針

新市は、多様な特性を備えた地域によって構成されることから、第10次秋田市総合計画地域振興計画における地域区分および河辺地域・雄和地域ごとに、地形等の自然条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえ、次のとおり地域振興の方針を定めます。



中央地域

人口 78,193人 世帯数 35,504世帯

大町・旭北・旭南・川元・川尻・山王・高陽・保戸野
泉(JR線西側)・千秋・中通・南通・榎山・茨島・八橋

市民のライフスタイルの大きな流れを地域の中核をなす中心市街地に引き寄せるため、その再構築を進めるとともに、周辺部では利便性の高い居住環境の整備をはかるなど、新たな秋田市の顔創出をまちづくりの基本とします。



通町の風景

東部地域

人口 66,690人 世帯数 28,753世帯

東通・手形・手形山・泉(JR線東側)・旭川・新藤田
濁川・添川・山内・仁別・広面・柳田・横森・桜・桜ガ丘
桜台・下北手・太平・大平台

秋田駅東口を中心とした高次都市基盤の整備等により都市機能の充実をはかる一方、生活道路や下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。

また、豊かな自然環境を保全し、これを活かした居住性の高いまちづくりを進めます。



広面近隣公園

西部地域

人口 36,969人 世帯数 13,067世帯

新屋・勝平・浜田・豊岩・下浜

生活基盤や商工業基盤の整備、企業誘致等により地域の活性化をはかるとともに、豊かな自然を活かした良好な居住環境を形成していきます。

また、都心部や隣接地域とのアクセスを整備することにより、地域全体の生活機能の向上をはかります。



秋田公立美術工芸短期大学

都市内地域分権に向けた新たな取り組み

1市2町では、合併を契機として、新市のそれぞれの地域において、その特性と住民意向を踏まえつつ一層の地域振興をはかる方策を確立していきたいと考えています。例えば、IT技術の進展等を最大限に活かしながら、各種行政事務やサービスについて、その適切な集中と支所等への機能分散をはかるなど、都市としての一体性と行政の効率性を保ちつつ、市民協働という時代の流れにも即した都市内地域分権を進めていく考えです。

南部地域

人口 49,737人 世帯数 17,416世帯

牛島・卸町・大住・仁井田・御野場
御所野・四ツ小屋・上北手・山手台

幹線道路や生活道路、下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。

また、都心部や隣接地域とのアクセス整備により、地域全体の生活機能の向上をはかります。



御所野学院(中高一貫校)

北部地域

人口 86,457人 世帯数 31,673世帯

寺内・外旭川・土崎・将軍野・港北・飯島・金足
下新城・上新城

地域の拠点地区である土崎地区の都市機能を高めながら、周辺地区を緑豊かな住宅地として生活基盤の整備を進めるとともに、港湾機能や中央地域との良好なアクセス等、地域の利便性を活かしたまちづくりを行います。



秋田港のガントリ・クレーン

河辺地域

人口 10,428人 世帯数 3,119世帯

岩見三内・和田・豊島

恵まれた自然環境や交通の利便性といった地域特性を活かした観光や産業の振興をはかります。

また、基幹産業である農業に関して、生産性の向上や産地間競争時代への対応などをはかるとともに、良好な居住環境の創出につとめることなどにより、豊かな自然と生活の利便性を十分に享受できる、安らぎと緑のある快適な地域づくりを進めます。



ふれあい交流館かわべ

雄和地域

人口 7,850人 世帯数 2,002世帯

川添・種平・戸米川・大正寺

秋田空港などの交通結節点や国際教養大学、県立中央公園といった地域資源を最大限に活用したまちづくりを進めます。

また、優良農地の保全や生産基盤の整備による都市近郊型農業振興などを積極的に進めるとともに、良好な居住環境の創出につとめることなどにより、豊かな自然や田園と共生した快適で利便性の高い地域づくりを進めます。



秋田空港から離陸する大韓航空機

まちづくり計画 ... 一体性のパワー。住民と行政がひとつになって

まちづくり計画の骨組み



1

「環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち」づくり

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

- ① 土地利用計画と都市計画の推進
- ② 交通体系の整備
- ③ 道路網の整備
- ④ 市街地の開発整備
- ⑤ 住宅環境の整備
- ⑥ 上・下水道の整備
- ⑦ 都市緑化の推進
- ⑧ 環境の保全と新エネルギーの活用
- ⑨ 資源循環システムの充実
- ⑩ 高度情報化への対応

3

「安心して健康に過ごす助け合いのまち」づくり

社会福祉や保健衛生を充実し、救急・医療体制や消防力・防災体制の強化につとめます。

- ① 地域福祉の推進
- ② 高齢者保健・福祉の充実
- ③ 障害者保健・福祉の充実
- ④ 母子保健・児童福祉の充実
- ⑤ 保健体制の充実
- ⑥ 衛生体制の充実
- ⑦ 医療・救急体制の充実
- ⑧ 社会保障の充実
- ⑨ 消防力と防災体制の強化
- ⑩ 安全・安心な暮らしへの支援

4



まちづくりを進めます。



2

「豊かで夢と希望を持って生きる 活力あるまち」づくり

地域の特色を活かした各種産業の発展や雇用の確保、創業の促進、固有の観光資源の有効活用をはかります。

- ① 商業・サービス業の振興
- ② 貿易の振興
- ③ 工業の振興
- ④ 創業の促進と既存中小企業の支援
- ⑤ 雇用および労働福祉対策の推進
- ⑥ 観光・コンベンションの振興
- ⑦ 農林水産業の振興と
市場流通システムの整備



5

「自ら考え主体となって参加する 開かれたまち」づくり

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかります。

- ① 市民活動の促進
- ② 男女共生社会の充実
- ③ 市民との情報交流の充実
- ④ 姉妹都市等交流・平和活動の推進
- ⑤ 地方分権と地域連携の推進
- ⑥ 行政改革の推進と行政能力の強化

「可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち」づくり

充実した学習活動や文化・スポーツ活動に親しめるよう、生涯学習の機会と環境を整えます。

- ① 学校教育の充実
- ② 高等教育の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 生涯スポーツの推進
- ⑤ 市民文化の振興



これまでの取組み

秋田市・河辺町・雄和町は、合併にあたっての課題整理や法定の合併協議会設置に向けた準備を行う任意の合併協議会を平成15年2月に設置し、6月まで3回にわたって協議を行いました。

その結果、地方自治法などに基づく法定の合併協議会の設置について合意し、7月7日に秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を設置しました。この協議会では、1市2町でそれぞれ異なる各種行政制度や事務事業の調整方針などについて協議を行っています。



佐竹敬久 秋田市長



大山博美 河辺町長



伊藤憲一 雄和町長



佐々木晃二 秋田市議会議長



藤原 貢 河辺町議会議長



工藤四郎 雄和町議会議長

-
- 平成14年12月26日 河辺町、雄和町から
秋田市へ合併協議の申し入れ
 - 平成15年 2月13日 任意合併協議会設置
 - 平成15年 6月 4日 第3回任意合併協議会で法定合併
協議会の設置について合意
 - 平成15年 7月 5日 市町合併シンポジウム開催
 - 平成15年 7月 7日 法定合併協議会(秋田市・河辺町・
雄和町合併協議会)設置
 - 平成15年 7月10日 第1回法定合併協議会開催
 - 平成15年 8月 8日 第2回法定合併協議会開催
 - 平成15年 9月29日 第3回法定合併協議会開催
 - 平成15年11月 5日 第4回法定合併協議会開催
 - 平成15年11月26日 第5回法定合併協議会開催
 - 平成15年12月24日 第6回法定合併協議会開催

法定合併協議会とは...

合併に関するさまざまな取り決めを具体的に話し合う場で、地方自治法および合併特例法に基づき設置されます。設置には、関係する市町村議会の議決が必要です。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会とは...

秋田市、河辺町および雄和町が設置した法定合併協議会です。1市2町の首長、助役、収入役、議会正副議長、議会が推薦した議会議員、学識経験者の総勢29名の委員で構成されています。

住民負担の現況と調整方針

市町民税や国民健康保険税など住民負担の水準については、各市町で違いがあるため、合併後の適切な負担水準を決定するための協議を進めています。合併後は、河辺・雄和両町の住民負担を秋田市に合わせることを基本としていますが、両町住民の負担が急激に増えることのないよう必要に応じて段階的な対応を予定しています。

合併協議会で調整方針が決定した事項（平成15年12月24日に開催した第6回合併協議会までに決定した項目）

項 目		現 況			合併後の調整方針
		秋田市	河辺町	雄和町	
個人市町民税	均等割	2,500円	2,000円	2,000円	平成17年度から秋田市の税率に統一します。 (税制改正により、均等割については平成16年度から全国一律3,000円になる予定です。)
	所得割	1市2町とも同じ 3～10%			
法人市町民税	均等割	課税額の範囲（資本などの金額により異なります） 6～360万円 5～300万円 5～300万円			平成19年度まで現行税率のままの不均一課税を実施します。なお、秋田市に事務所などがあり、かつ河辺町または雄和町に事務所などがある法人については、合併時に秋田市の制度に統一します。
	法人税割	14.7%	12.3%	12.3%	
固定資産税		1.6%	1.4%	1.4%	平成20年度まで不均一課税を実施します。河辺町・雄和町の税率は平成17年度まで現行の1.4%、平成18年度～20年度は1.5%、平成21年度から1.6%とします。
入湯税		1市2町とも同じ 1人1日150円(秋田市のみ日帰り75円)			合併時に秋田市の制度に統一します。
事業所税		課税あり 資産割:600円/㎡ 従業者割:従業者給与総額の0.25%	課税なし	課税なし	平成19年度まで河辺町・雄和町で課税免除を実施します。
国民健康保険税 (医療分)	所得割(応能割)	8.8%	10.0%	8.3%	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとします。
	資産割(応能割)	適用なし	10.0%	30.0%	
	均等割(応益割)	21,430円	21,000円	23,000円	
	平等割(応益割)	32,810円	30,000円	33,000円	
国民健康保険税 (介護分)	所得割(応能割)	1.27%	1.6%	1.2%	同一階層における秋田市の保育料と河辺町・雄和町それぞれの町の保育料との差額について、平成17年度から毎年25%ずつ、各町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一します。
	資産割(応能割)	適用なし	5.0%	5.0%	
	均等割(応益割)	5,470円	7,000円	7,500円	
	平等割(応益割)	4,560円	4,500円	4,200円	
3歳未満の児童1人あたり保育料月額	(前年の所得税課税額が年額6万円の世帯)	27,750円	10,000円	17,800円	同一階層における秋田市の保育料と河辺町・雄和町それぞれの町の保育料との差額について、平成17年度から毎年25%ずつ、各町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一します。
各種証明書等 交付手数料	戸籍謄本抄本	450円	450円	450円	合併時に秋田市の料金に統一します。
	住民票の写し	300円	200円	200円	
	印鑑登録証明書	300円	200円	200円	
	所得証明書	300円	200円	200円	

個人市町村民税均等割の税率は、地方税法により人口規模別に定められています。

今後協議を予定している事項（今後協議を予定している、住民負担に関する主な項目の現況と合併後の調整方針案）
介護保険料や上・下水道料金についても以下のとおり、料金体系を統一することで検討を進めていますが、具体的には第7回以降の合併協議会で決定する予定です。

項 目		現 況			合併後の調整方針(予定)
		秋田市	河辺町	雄和町	
第1号被保険者の 介護保険料基準月額		3,824円	4,000円	3,400円	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度までは不均一賦課とし、両町の条例のとおりとします。
1世帯あたり 水道料金月額 (消費税含む)	(使用量20立米、 口径13mm)	2,730円	3,060円	4,620円	合併後に新市の水道料金を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一料金とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30立米、 口径13mm)	4,725円	4,590円	6,930円	
1世帯あたり下水道 使用料月額 (消費税含む)	(使用量20立米)	2,971円	2,250円	2,415円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一使用料とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30立米)	4,872円	3,580円	3,780円	
1世帯あたり農業 集落排水使用料月額 (消費税含む)	(4人家族又は 使用量20立米)	3,931円	2,250円	2,415円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一使用料とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(4人家族又は 使用量30立米)	3,931円	3,580円	3,780円	

(なお、合併協議会等における協議の状況により、合併後の調整方針案が変更となる場合があります。)

合併協議会における主な決定事項

第1回(平成15年7月10日)～第6回(12月24日)

合併の方式

- ・河辺町および雄和町を廃止し、その区域を秋田市へ編入します。

新市の名称

- ・合併後の市の名称は、「秋田市」とします。

新市の事務所

- ・合併後の市の事務所の位置は、「秋田市山王一丁目1番1号」(現在の秋田市役所の位置)とします。

合併の期日

- ・平成17年1月11日とします。

合併協定項目調整の基本方針

- ・原則として、秋田市の制度に統一します。
- ・制度の統一は、合併年度又は合併翌年度までに行うことを原則とします。
- ・制度の統一にあたっては、住民生活に急激な変化をきたすことのないように配慮します。
- ・河辺町又は雄和町独自の制度については、従来からの経緯や実情に配慮して調整します。
- ・これまでの河辺町および雄和町における住民との公約ならびに国および県その他の行政関係機関との協定事項については、原則として引き継ぐものとします。
- ・単に事務・事業をすり合わせるだけでなく、この機会に、費用対効果や効率性、受益と負担の適正化といった観点から見直しにつとめるものとします。

組織および機構

- ・現在の河辺町役場および雄和町役場は、出先機関とします。
- ・出先機関の組織は、合併時の特殊事情を踏まえて、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しをはかっていきます。
また、住民生活に直接影響をあたえない管理部門は早期に統合します。
- ・審議会など附属機関は、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、必要な措置を行います。

出先機関としての機能については、現在詳細を検討中です。

条例、規則等の取扱い

- ・秋田市の条例、規則等を適用します。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて必要に応じて改正などを行うものとします。

電算システム事業の取扱い

- ・電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合をはかります。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に稼働できるよう調整するものとします。

一般職の職員の取扱い

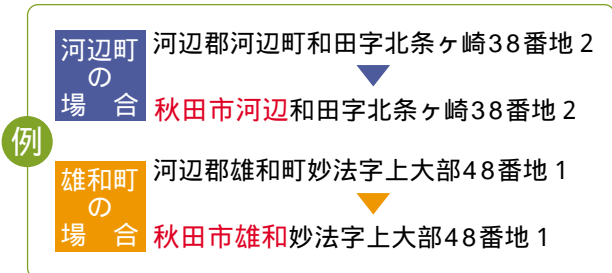
- ・河辺町および雄和町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとします。
- ・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、詳しくは1市2町の長が別に協議して定めます。

地方税の取扱い

- ・地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一します。
ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、14ページの表のとおり取り扱うものとします。

町(字)の区域および名称の取扱い

- ・秋田市の区域内の町(字)の区域および名称は、現行どおりとします。
- ・河辺町および雄和町の区域内の町(字)の区域は、現行どおりとし、名称は、秋田市河辺、秋田市雄和のあとに現行の町(字)の名称を続けて表示します。



慣行の取扱い



秋田市の市章

・慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。
ただし、両町の木、花と河辺町の鳥は、それぞれの地域において継承していくものとしてします。



秋田市の木「けやき」



秋田市の花「さつき」



河辺町の木「ミズナラ」



河辺町の花「ワサビ」



河辺町の鳥「キセキレイ」



雄和町の木「柿」



雄和町の花「つつじ」

表彰者関係...

秋田市の制度に統一し、両町の功労者は、秋田市の功労者として待遇します。また、名誉町民は、秋田市に引き継いで顕彰します。

都市計画の取扱い

・都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討します。

男女共生事業の取扱い

・男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

姉妹都市等交流事業の取扱い

・姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、雄和町の姉妹都市である米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市においても交流を継続します。



広報、広聴事業の取扱い

・広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



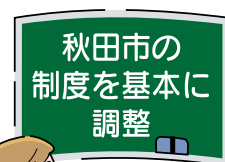
広報雄和
毎月1日発行。A4判。20ページを基本に増減あり。2,700部作成。全戸配布。



広報かわべ
毎月1日発行。A4判。ページ数は不定。3,500部作成。全戸配布。



広報あきた
毎月第2・第4金曜日発行。A4判。20ページを基本に増減あり。129,500部作成。全戸配布。



財産の取扱い

- 合併時の河辺町・雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとします。ただし、財産区については、別途協議し取扱い方針を決定します。



河辺町役場



雄和町役場

* 財産区...市町村の一部の地区で独自に持っている土地や施設などを管理している団体。河辺町に岩見三内財産区、和田財産区、雄和町に大正寺財産区があります。

国民健康保険事業の取扱い

- 国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとします。
- 国民健康保険税の賦課については、16年度分までに限り、1市2町それぞれの条例の例によります。(14ページ参照)
- 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例によります。

交通安全事業の取扱い



- 交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

住民サービス窓口業務の取扱い

- 住民サービス窓口業務については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、夜間、休日等における戸籍届出・受付事務および火葬許可の取扱いについては、合併後も現行の各市町の制度をそれぞれ継続します。



秋田市役所

また、雄和町が行っている霊柩車の運行については、平成17年度末で廃止します。



雄和町役場



河辺町役場

主な住民サービス窓口業務の取扱い

項目	現況			合併後の調整方針
	秋田市	河辺町	雄和町	
消費生活相談	消費生活についての相談、苦情の処理を行っています。	県の生活センターを紹介しています。	消費生活についての相談、苦情の処理を行っています。	合併時に秋田市の制度に統一します。
火葬場	あり。火葬炉は7基(うち小型炉1基)	なし	あり。火葬炉は1基	合併時に秋田市の制度に統一します。
墓地	墓地の設置数 平和公園 5,277基 南西墓地 556基	墓地の設置数 河辺町立墓地 594基 萱森墓地 40基	なし	合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、萱森墓地は、合併時までに地元で払い下げます。
霊柩車	未実施	自宅から斎場までの霊柩車を使用した費用のうち35,000円を限度に補助金を交付しています。	町民は無償で使用できます。	河辺町の制度は16年度末で、雄和町の制度は17年度末で廃止します。
戸籍届出・受付	夜間、土日・祝日は守衛が戸籍届出書を受領します。	夜間は戸籍届出用ポストで受けて、土日・祝日は日直が受領します。	夜間の届出は、ポストで受けて、土日・祝日は日直が受領します。	合併後も現行どおりとします。
住民票の交付	請求に基づき、住民票の写しを交付します。 ・住民票は世帯票	請求に基づき、住民票の写しを交付します。 ・住民票は個人票	請求に基づき、住民票の写しを交付します。 ・住民票は個人票	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱います。

協議会で調整した住民サービス窓口業務は、このほかに40項目あります。

農業委員会の委員の任期および定数の取扱い

- ・ 河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合します。ただし、選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとします。
- ・ 合併前の河辺町および雄和町選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとします。
- ・ 農業委員会等に関する法律の規定に基づき、合併後の選挙による委員の定数は20人とし、合併前の秋田市の区域に3選挙区12人、河辺町の区域に1選挙区4人、雄和町の区域に2選挙区4人とします。

住民自治関係事業の取扱い

- ・ 住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一します。ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は現行どおりとします。



ふれあい交流館(河辺町)

一部事務組合等の取扱い

- ・ 河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産はすべて秋田市に引き継ぐものとします。
- ・ 一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとします。
- ・ 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとします。

使用料、手数料等の取扱い

- ・ 使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとします。ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとします。

議会議員の任期および定数の取扱い

- ・ 河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に失職します。
- ・ 合併後に、地方自治法の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例を改正し、議会議員の定数を46人とします。その際、公職選挙法施行令の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域の選挙区42人、合併前の河辺町の区域の選挙区2人、合併前の雄和町の区域の選挙区2人とし、合併前の河辺町および雄和町の区域の選挙区で増員選挙を行います。
- ・ 増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法の規定により合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとします。

防災等関係事業の取扱い

- ・ 防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



バケツリレー

消防事業の取扱い

- ・ 消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合するものとします。



消防団

合併までの予定

平成17年1月11日の合併に向けて、下表のとおり月1回程度法定合併協議会を開き、合併に向けた協議を進めていきます。

協議を進める過程では、各市町の広報紙や合併協議会ホ

ームページなどできめ細かい情報提供につとめるとともに、各地域で説明会を開催し、住民のみなさんの理解促進をはかっていきます。

これからの合併協議会の予定

合併協議会	予定日	協議項目(予定)
第7回	平成16年1月22日	補助金等、障害者福祉・老人福祉医療事業、児童福祉等事業、高齢者福祉事業、生活保護関連事業、介護保険事業、その他の福祉事業
第8回	平成16年2月23日	保健・衛生事業、環境保全事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、農林水産関係事業、商工観光関係事業
第9回	平成16年4月	上水道事業、下水道事業、建設関係事業、都市整備・交通関係事業
第10回	平成16年4月	公共的団体等、学校教育事業、社会教育事業、文化・体育振興事業、その他事業
第11回	平成16年5月	新市の市町村建設計画、合併協定項目全般の最終調整
第12回	平成16年6月	調印式の概要説明と今後の予定
第13回	平成16年7月	調印式

協議項目によっては、複数回にわたって協議されるものがあります。

平成17年
1月11日
合併施行

合併ミニ知識

【明治の大合併】

明治政府は、明治21年に内閣大臣訓令を発し、全国一斉に町村合併を推進しました。これが「明治の大合併」と呼ばれています。

江戸時代からの自然発生的な町村を合併して行財政機能を充実し、近代的な地方自治制度を導入するために行われました。

その結果、全国の町村数は、71,314(明治21年末)から15,820(明治22年末)となり、およそ1/4.5にまで減少しました。

【昭和の大合併】

昭和28年10月に「町村合併促進法」が制定されました。この法律は、全国一律に人口8,000人を基準として市町村合併を進めるというものでした。これが「昭和の大合併」と呼ばれています。

その結果、全国の市町村数は、9,868(昭和28年10月)から3,975(昭和31年9月)となり、およそ1/2.5に減少しました。

【そして今、平成の大合併】

そして今、「平成の大合併」が行われようとしています。地方分権の進展と地方財政の悪化などを背景に、平成17年3月の合併特例法の期限に向け、全国で合併協議が活発化しています。

平成の大合併では、1万人未満の自治体が現在の約1/3の500程度に、全国の市町村数は現在の約3,200から1,700程度になる見込みです。

お問い合わせ 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

TEL 866-2796 FAX 866-2795

<http://www.aky-gappei.jp/>

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号